

金融安定化フォーラム提言により 強化されるバーゼルⅡ規制

2008年4月7日付けで、金融安定化フォーラム（FSF）より、市場と制度に掛かる強化策の提言が、70頁もの報告書として公表された。本報告書では金融市場全般に、非常に多岐にわたる提言がなされており、我が国におけるバーゼルⅡ告示改正の可能性がある。

G7によるコミットメント

2008年4月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議は、サブプライム問題に端を発した諸継続課題に対し、さまざまなチャレンジ宣言がなされ、近年に類を見ない強いコミットメントを感じた会議であったと思う。特に金融安定化フォーラム（FSF）作業部会¹⁾が、昨年のG7での要請以降、協議を重ね公表した2008年4月7日付報告書は、大変良く練られた内容であると感じている。

本報告書では、図表のような提言概要がなされている。詳細な提言は67項目にもおよび、そのうち約2割が銀行および銀行監督に直接触れる内容となっている。その中身を紐解いてみると、まさに銀行の自己資本比率規制（以下バーゼルⅡ）の改定への布石とも言える提言が太宗を占めている。

以下では、本報告書より銀行および銀行監督に直接触れるパラグラフⅡおよびⅤの内容に着目し、3つの視点より国内バーゼルⅡ告示に対する影響に絞って議論してみたい。

バーゼルⅡ改定可能性の視点

1) 自己資本の増強への提言

図表のうち、パラグラフⅡの中身を見てみると、まず、バーゼルⅡ告示における、証券化商品に掛かる所要自己資本の増強が要請されている。

すでに国内バーゼルⅡ告示においては、証券化商品に掛かる格付の公表要件が厳しく定義²⁾されており、この点は諸外国より先んじて厳しい規制となっている。これに加えて今回は、その複雑性に応じてリスク・ウェイトが見直される（重くなる）こととなるのであろう。

図表 金融安定化フォーラムにおける提言概要

パラグラフ	提言概要	提言実行期日
I. 市場混乱の要因と弱点の整理 (パラグラフⅡ以降の提言に向けた整理)		
II. 自己資本・流動性・リスク管理に対する健全性監督の強化	自己資本比率規制	08年中～09年中
	流動性の管理	08年7月～09年中
	オフバランス組織を含むリスク管理に対する監督	08年中～09年中
III. 透明性・価値評価の強化	OTCデリバティブに関する業務運営インフラ	08年中
	市場参加者によるリスク開示	08年中～09年中
	オフバランス組織に対する会計・開示基準	08年中～09年中
IV. 信用格付の役割・利用の変更	価値評価 (バリュエーション)	08年中～09年中
	証券化プロセスと市場の透明性	08年中～09年中
	格付プロセスの品質	08年央～08年中
V. 当局のリスク対応力の強化	証券化商品に関する格付の区別化と情報の拡大	08年中
	信用格付機関による裏付資産データの品質評価	08年中
	投資家と当局による格付の利用	08年中
VI. 金融システムにおけるストレスに対応する強固な体制	リスクの分析から実行への移行	08年中
	当局間の情報交換及び連携の改善	08年中～09年中
	国際機関における政策策定作業の強化	08年中
VII. 金融システムにおけるストレスに対応する強固な体制	中央銀行のオペレーション	08年中
	脆弱な銀行に対する枠組み	08年中～09年中

(出所) "Reports of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience" より筆者抜粋

NOTE

- 1) FSFの正式メンバーは、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、保険監督者国際機構 (IAIS)、国際通貨基金 (IMF)、国際会計審議会 (IASB)、支払・決済システム委員会 (CPSS)、グローバル金融システム委員会 (CGFS)、国際決済銀行 (BIS)、世界銀行および、各国中央銀行・監督当局である。現在はイタリア中銀のDraghi総裁が議長を務め、スイス・バーゼルのBIS内に事務局が置かれている。
- 2) バーゼルIIに関するQ&A 第249条-Q1
- 3) 導管体とは、Conduitsや特別目的会社 (SIV: Structured Investment Vehicle) と呼ばれ、金融機関等の非連結の投資事業体で、運用資産であるRMBS・CDOを担保に資金を調達し運用益の獲得を図るものである。
- 4) 本報告書では“ガイダンスを公表する”との表現となっているが、金融庁仮訳によると、市中協議に諮られることが明記されている。
- 5) 2008年1月29日付け佐藤隆文金融庁長官談話「金融行政の課題について」
- 6) BCBS Wellink議長インタビュー “Mixed Feelings From on High” (2007年10月24日付 THE WALL STREET JOURNAL)

さらに提言として盛り込まれているのが、資産担保CP (ABCP) 導管体³⁾に掛かる流動性補完の取り扱い条件の追加である。現在のバーゼルII告示より一層の所要自己資本が要求されるのだろうが、あまりに所要自己資本が重くなってしまうと、運用商品としての魅力がなくなってしまうかねず、どこまで規制強化されるのか、注視されるポイントであろう。

2) 流動性の管理強化への提言

パラグラフIIの2つめのテーマでは、包括的な流動性の管理が重要であることを改めて明記しており、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) では、コンサルテーション・ガイダンス (CG) を公表する⁴⁾としている。

具体的には、2000年に発表された“サウンド・プラクティス”を見直して対応するとしており、2000年版では伝統的なマチュリティ・ラダー型の流動性分析が提案されていた。しかし、最近の証券化商品などは、従来の分析手法では捉えられないような低流動特性を持っており、この低流動特性をどのように評価すべきかが論点である。公表されるCGや、さらには当局におけるモニタリング手法など国内への落とし込みに、注目していきたい。

3) “平時” のリスク管理への提言

パラグラフVでは、金融監督の強化、具体的には“当局が各銀行のリスク管理能力の確保を確実に促し、リスク事象の初期段階で銀行経営者との対話機会を確保すること”を提言している。

この一文が示す内容は、まさに“平時”のリスク管理の高度化を銀行へ要請すると同時に、当局がモニタリン

グを実施することが想定される。金融庁は次年度より (2008年7月開始事務年度)、“リスク担当の参事官”ポストを置くこととしている⁵⁾。今このタイミングで増員を確保した事実からして、まさに、FSF提言を国内において実現するべく、リスク専門部隊による体制強化が重要であると、認識しているにほかならないと考えることができる。また、佐藤隆文金融庁長官の考え方である「リスク・ベースでフォワード・ルッキングな金融行政」という方針が、妙にマッチすると思えるのは、考えすぎであろうか。

“リスク経営哲学のすすめ”
FSF提言からの教訓

昨年来のサブプライム問題による影響は、諸外国と比べ、国内銀行は比較的限定的であったとの評価⁶⁾もある。だが、言うまでも無く、国内銀行のリスク管理が高度だったからなのではなく、単にバーゼルII実施によって、高リスク商品の保有率が低下するなどの影響があったからである。

国内銀行にとって、この救われた状況をチャンスと捉え、決してFSF提言を軽んじることなく教訓とし、経営者自らがリスク経営に目覚め、その哲学を構築し、常日頃からリスクに対する備えを完備するべき時である。そうでなければ、より一段と世界のリスク経営水準から遅れてしまわないか、と危惧している。



Writer's Profile



小林 孝明 Takaaki Kobayashi
金融 ITイノベーション研究部
上級研究員
専門はリスク経営管理、規制動向分析
focus@nri.co.jp